

社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団 いずみの園学則
介護職員初任者研修中津校(通学:通信コース)
(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。
社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団 いずみの園
大分県中津市大字永添2744番地

(目的)
第2条 この講習は、社会の必要に呼応するため、広範囲多岐にわたる福祉のニーズに対応したサービスを提供するため、必要な知識、技能を有する福祉マインドを備えた介護職員を養成することを目的とする。

(実施形式)
第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下「研修」という。)を実施する。

介護職員初任者研修中津校(通学式)
介護職員初任者研修中津校(通信式)

(年間事業計画)
第4条 研修事業は、次の計画のとおり実施する。
通学コース(中津校)

回数	実施期間	募集定員	募集期間
第1回	6月～8月	20	随時

通信コース(中津校)

回数	実施期間	募集定員	募集期間
第1回	4月～5月	20	随時
第2回	10月～11月	20	随時
第3回	1月～3月	20	随時

(研修事業の名称)
第5条 いずみの園介護職員初任者研修

(受講対象者)
第6条 訪問介護員及び介護職員として働く意欲があり、人の為に働きたい義務教育修了者

(研修参加費用)
第7条 研修に使用する教材は、次のとおりとする。
1) 介護職員初任者研修テキスト

テキスト名	出版社名	金額
介護職員初任者研修課程テキスト	日本医療企画	6,300円

2) 受講費用 60,000円(別途テキスト代6,300円)
3) 納入方法 銀行振り込みまたは、直接窓口にて現金支払い

(研修カリキュラム)
第8条 研修を修了する為に修了しなければならないカリキュラムは別紙通学課程・通信課程の「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)
第9条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、中津校における通学・通信課程においては地域交流ホームいずみ館とする。

(担当講師)
第10条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(募集手続き)

- 第11条 募集手続きは、次の通りとする。
電話若しくは、直接窓口に来て初任者研修受講申込書に必要事項を記入し申し込む。
後日、本人宛に受講決定通知を郵送。受講用紙に必要事項記載の上受講料を添え送付または、
直接提出し、受講を受理する。

(科目の免除)

- 第12条 科目の免除については行わない。
但し、生活援助従事者研修修了者は受講した科目の時間を免除する。

(修了の認定)

- 第13条 修了認定は、第8条に定めるカリキュラムを全て履修し、修了評価試験に8割以上の得点を
満たした者について認定する。

(研修欠席者扱い)

- 第14条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを
得ず欠席する場合は必ず「欠席届」を提出する。

(補講の扱い)

- 第15条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められた者については、
補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。
補講は原則として、当該教科数の概ね2割を上限とし、8ヶ月以内に補講を受講しなければならない。
8ヶ月以内の開催中の補講は無料とする。但し受講者の病気などやむを得ない理由による場合は、
1年6ヶ月以内とする。この場合この期間内の当施設内で開催中の補講は無料とする。
但し、受講者の希望で別途設定する補講に係る費用は、1時間2,000円の有料とする。

(受講の取り消し)

- 第16条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。
(1)学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
(2)研修の秩序を乱し、その他、受講生としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

- 第17条 第13条により修了を認定された者は、当事業団において大分県介護職員初任者研修
指定実務取り扱い要綱第9条に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者の管理方法)

- 第18条 修了者の管理方法については、次のように行う。
(1)修了者を修了者台帳に記載し、大分県が指定した様式に基づき知事に報告する。
(2)修了証明書の紛失、改名があった場合には、修了者の申し出により再発行を行う。
再発行については、修了証明書1,000円、修了証明書携帯用1,500円を受講生負担とする。

(公表する情報の項目)

- 第19条 大分県介護職員初任者研修事業実施要綱に規定する情報に基づき、当事業団のホームページに
おいて開示する内容は、以下のとおりとする。
- (1) 社会福祉法人 九州キリスト教社会福祉事業団
理事長 富永 健司
大分県中津市大字永添2744番地
 - (2) 研修機関情報
法人格、法人名、法人所在地、事業所名称、事業所住所、理念、学則、研修施設、設備
(別添付1)
 - (3) 研修事業情報
対象、研修のスケジュール、定員、研修受講までの流れ、費用、留意事項
特徴、受講者へのメッセージ等、課程編成責任者名、科目別シラバス
科目別担当教官名、科目別特徴、修了評価の方法、評価者、再履修等の基準
協力実習機関の名称・住所等、協力実習指機関の介護保険事業の概要
協力実習機関の実習担当者名、実習プログラムの特色、実習中の指導体制・内容
協力機関における延べ実習数
 - (4) 講師情報
名前、略歴、現職、資格
 - (5) 実績情報
過去の研修実施回数、過去の研修延べ参加人数

(6) 連絡先

申し込み、資料請求先、法人苦情対応者名・役職・連絡先
事業所苦情対応者名・役職・連絡先

(研修事業執行担当部署)

第20条 本件研修事業は、当事業団研修センターにて執行する。

(その他留意事項)

第21条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実習部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合迅速に対応する。
苦情対応部署：総務部研修課受講生担当窓口電話0979-23-1616
- (2) 受講者が実習中に知りえた個人情報のみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。
- (3) 事業実施により知りえた受講者の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (4) 感染症によるパンデミックの状況が発生した場合の授業については県に相談の上[zoom]等での対応に切り替える。またその際の受講生の環境等には配慮する。
また、感染症等の心配が減少した場合は速やかに通常の授業に切り替えることとする。

(施行細則)

第22条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めない事項で必要があると認められる時は、当事業団がこれを定める。

(附則)

この学則は2019年4月1日から施行する。

この学則は2020年10月1日から施行する。

この学則は2021年4月1日から施行する。

この学則は2022年5月1日から施行する。

この学則は2024年4月1日から施行する。